

# WTO譲許表の修正及び訂正に関する確認書

## (医薬品関税撤廃)

### ■ ポイント

1. 特定の医薬品関連製品の関税を撤廃するため、WTO協定に含まれる我が国の譲許表を修正。
2. 医薬品の有効成分645品目と中間体465品目が新たに関税撤廃の対象となる。

### 【経緯】

- ウルグアイ・ラウンド交渉時に、世界の医薬品貿易量の9割を占める国(日本、米国、EU等22か国)の間で同一の医薬品関連製品の関税を撤廃することを確認。
- 関税撤廃の対象品目の見直しがこれまでに2回行われ、譲許表の修正により我が国は関税撤廃を実施してきており、今次3回目の見直しが行われた。

### 【譲許表の修正内容<ポイント>】

#### 関税撤廃の対象品目の追加

付表 I A,B,C : 医薬品の有効成分 5583品目  
(効果を示す化学物質)



付表 I D:645品目

付表を追加

付表 IV A,B,C : 医薬品の中間体 909品目  
(有効成分の合成途中で生ずる化学物質)



付表 IV D:465品目

### 【関税撤廃の効果】

- 国際貿易の促進
- 医療の進歩への貢献

1. 医薬品関連製品に係る国際貿易が促進され、各国国内での安価な医薬品の入手が可能
2. 医薬品の製造・開発の際の原材料にかかるコストの削減